

業務拡大とミッション

熊代 正行

公益社団法人日本診療放射線技師会 副会長



本年6月、第77回総会に続いて開催された平成28年度第2回理事会において、副会長を拝命致しました。現在、本会が重要な事業を抱える中、会長を補佐する役割として、その職責の重大さに身の引き締まる思いです。会員の皆さまの一層のご支援とご協力を賜り、職務を全うしたいと存じます。どうぞよろしくお願い致します。

平成23年12月、社会保障審議会医療部会は15回にわたる審議の末、医療提供体制の改革に関する意見をまとめ、診療放射線技師の業務範囲について教育などにより安全性を担保した上で、検査関連行為と核医学検査をその業務範囲に追加することが必要であると明記しました。これを受け、本会は平成24年度の事業展開として、注腸X線検査臨床研修会および抜針・止血に関する研修会の実施計画を打ち立てました。さらに平成27年4月から「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための法律の整備に関する法律（医療・介護制度改正の一括法）」が施行され、診療放射線技師法第24条第2項の(2)関係の省令で定められた「診療の補助」として行える行為として、前出の2項目と共に、造影剤の血管内投与・画像誘導放射線治療・核医学検査に関する業務が新たに追加され、開始されました。これに伴い、本会は統一講習会を全国展開し、平成32年までに全ての診療放射線技師が受講できる体制を打ち出しました。

平成26年9月、厚生労働省に診療放射線技師国家試験出題基準改定検討会が設置され、4回の審議を経て、平成27年4月の診療放射線技師学校養成所指定規則の一部が改正された省令の内容も含め、医療安全管理学が新たに追加されるなど、現状の医療に則した新しい内容を含む出題基準が取りまとめられました。本年度から各養成機関は新カリキュラムによる教育を開始し、平成32年度から新出題基準に基づいた国家試験が実施されます。新国家試験合格者と同じライセンスと見なすのであれば、不足する科目の履修が必須であることは明白です。

老若男女を問わず、これら検査関連行為を業務として実施「する」・「しない」の次元ではなく、私たちのライセンスを大局的な視野で捉え、全ての診療放射線技師が統一講習会を受講するというビジョンに向けて、そのミッションを明確にしておく必要があります。ミッションは、三つの要素（「目的」・「行動」・「理念」）のいずれが欠けても達成できません。まず、主たる「目的」は、チーム医療を推進し現状の医療提供体制の充実を図ることにあり、一部の診療放射線技師に業務やリスクが集中するのではなく、全ての診療放射線技師の能力の底上げを図ることにあると思われれます。次に「行動」として、1回の講習会への参加者数のいかににかかわらず、根気よく統一講習会を全国展開していくとともに、一人職場の施設や受講機会に恵まれない施設の皆さまにも受講しやすい変則的な開催方法も視野に入れ、地域の技師会や教育・養成機関の理解と協力が望まれるところです。三つ目の「理念」として、これらの研修を受け、能力が認められた診療放射線技師を明示することで、協働する他の医療者や患者の安心につながり、担当する技師の責任感が強まると思われ、国民や他の医療者から信頼される診療放射線技師の養成が強く望まれることです。そして何よりも、このミッションの達成の向こうには、さらなる業務拡大と技師法改正への道が広がっていることを願ってやみません。